

## 特別職の職員で非常勤のもの選任基準

(目的)

第1条 この基準は、特別職の職員で非常勤のもの（別表1に掲げる特別職に限る。）の選任基準を明らかにし、それぞれの組織の活性化を図ることを目的とする。

(選任基準)

第2条 選任基準は、次のとおりとする。

(1) 新任の場合は、原則65歳未満のものとする。

(2) 再任の場合は、再任時に原則75歳未満又は5期を超えないものとする。

2 事情やむを得ないと判断できる場合は、前項の規定に係わらず選任できるものとする。

附 則

この基準は、平成19年10月1日から施行する。

別表1

区 分	根 拠 法 令 等
教育委員会委員	地方教育行政の組織及び運営に関する法律
選挙管理委員会委員	地方自治法（議会において選挙）
監査委員	地方自治法
固定資産評価審査委員会委員	地方税法
情報公開・個人情報保護審査委員会委員	条例
社会教育委員	社会教育法（教育委員会が委嘱）
特別職報酬等審議会委員	条例
専門委員	条例
固定資産評価補助員	地方税法
交通安全指導員	条例
その他非常勤特別職の委員、職員	条例